

地域子ども・子育て支援事業に係る 提供区域の設定（案）について

1 地域子ども・子育て支援事業について

対象事業及び事業内容は、別紙 1 のとおり

2 地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域について

(1) 現計画との継続性を考慮し、現計画と同様の区域を設定する。別紙 2 のとおり
地域子ども・子育て支援事業 … 本区全域（1 区域）

(2) その理由

- ① 法定 13 事業と新規 3 事業における区域は、教育・保育のような認可・認定の際の需給調整（供給不足の場合の原則認可など）の基礎単位とはならず、区市町村事業として適切な目標事業量を設定することとなること
- ② 法定 13 事業は、その事業の性質から、多くが保育所や幼稚園、小学校などの併設機能として実施していること
- ③ 個々の事業単独での区域設定にはなじまず区全体の事業と位置付けられると見込まれる事業は、本区全域（1 区域）を提供区域とすることが適当であること

【参考】区域図

地域子ども・子育て支援事業の提供区域＝葛飾区全域（1区域）



1 地域子ども・子育て支援事業について

- 地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第 59 条に規定された 16 の法定事業をいう。
 - ① 利用者支援事業
 - ② 時間外保育事業（延長保育事業）
 - ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）
 - ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）
 - ⑤ 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）
 - ⑥ 一時預かり事業
 - ⑦ 病児・病後児保育事業
 - ⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
 - ⑩ 養育支援訪問事業（育児支援訪問事業）
 - ⑪ 妊婦健康診査事業
 - ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ⑬ 多様な主体の参入促進事業
 - ⑭ 子育て世帯訪問支援事業
 - ⑮ 児童育成支援拠点事業
 - ⑯ 親子関係形成支援事業

1 各事業と区域の関係

- 地域子ども・子育て支援事業の内容は、多岐にわたるため、それぞれの事業の特性を踏まえた区域設定を考える必要がある。以下の2つに大きく分類。

- 定員設定や特定施設が必要と見込まれるもの
 - ② 時間外保育事業（延長保育事業）
 - ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）
 - ⑤ 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）
 - ⑥ 一時預かり事業
 - ⑦ 病児・病後児保育事業

- 事業の特性から区域の分けになじまないもの
 - ① 利用者支援事業
 - ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）
 - ⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
 - ⑩ 養育支援訪問事業（育児支援訪問事業）
 - ⑪ 妊婦健康診査事業
 - ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ⑬ 多様な主体の参入促進事業
 - ⑭ 子育て世帯訪問支援事業
 - ⑮ 児童育成支援拠点事業
 - ⑯ 親子関係形成支援事業

2 定員設定や特定施設が必要と見込まれる事業について

【② 時間外保育事業（延長保育事業）】

- 保育認定（2号・3号）を受けた者に対し、必要に応じて通常の保育時間を超えて保育する事業。
- 区内での事業実施場所は保育所、小規模保育事業所、及び認定こども園で、令和6年4月現在、区内132園で実施している。
- 基盤整備が必要な場合、保育所、認定こども園、小規模保育事業所の設置等の際に、実施することが考えられる。
- 当該事業単独での事業実施は想定できないため、これまでどおりの葛飾区全域（1区域）とする。

【③ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）】

- 学童保育クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、指導・健全育成を図る事業。
- 区内での事業実施場所は小学校内を中心とした各小学校区域内や児童館等で、令和6年4月現在、93か所で実施されている。
- 基盤整備が必要な場合、区立小学校内を基本に実施することが考えられる。
- そのため、区域設定にはなじまず、これまでどおりの葛飾区全域（1区域）とする。

【⑤ 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）】

- 子育てひろば事業は、公共施設や保育所等で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業。
- 区内での事業実施場所は保育所や認定こども園、児童館、公共施設で、令和6年4月現在、43か所で実施されている。
- 基盤整備が必要な場合、主に保育所、認定こども園等の設置などの際に、実施することが考えられる。
- そのため、「子育てひろば事業」単独での区域設定にはなじまず、これまでどおりの葛飾区全域（1区域）とする。

【⑥ 一時預かり事業】

- 一時預かり事業は、通院や通学、育児のリフレッシュなど理由を問わずに、一時的に保育所等で子どもを保育する事業。
- 区内での事業実施場所は保育所や認定こども園で、令和6年4月現在、36か所で実施されている。
- 幼稚園の預かり保育は、令和6年5月現在、31園で実施されている。
- 基盤整備が必要な場合、主に保育所、認定こども園の設置等の際に、実施することが考えられる。
- 当該事業単独で実施するよりも、地域の子育て拠点となり得る保育所や幼稚園などで実施することで、利用者の利便性も向上すると考えられる。
- そのため、「一時預かり事業」単独での区域設定にはなじまず、これまでどおりの葛飾区全域（1区域）とする。

【⑦ 病児・病後児保育事業】

- 病児・病後児保育は、保育を必要とする乳児・幼児等が病氣中や病後であり、集団保育が困難な場合に保育所や医療機関で保育を行う事業。
- 区内での事業実施場所は保育所、医療機関で、令和6年4月現在、保育所8か所、医療機関3か所で実施されている。
- 基盤整備が必要な場合、保育所等の設置等の際に実施するほか、既存の医療機関が施設を内装改修し実施することが考えられる。
- そのため、「病児・病後児保育事業」単独での区域設定にはなじまず、これまでどおりの葛飾区全域（1区域）とする。